

公益財団法人はまぎん産業文化振興財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人はまぎん産業文化振興財団(以下「本財団」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を神奈川県横浜市西区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、神奈川県内の産業と文化全般に関する事業を行うことにより、県の産業文化の一層の発展と県民生活の向上に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県内の中小企業青年従業員の海外派遣及び研修会・講演会等による地元産業人の育成を図る事業
- (2) 産業、文化、芸術、生活等に関する調査研究、刊行及び図書・資料の収集・保管等の事業
- (3) 産業、文化、芸術、生活等に関する講演会、研修会及び演奏会等の開催事業
- (4) 産業、文化、芸術、スポーツ等の振興、児童または青少年の健全な育成等を図る事業及び生活環境整備等を図る事業・団体への助成事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 本財団の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 本財団の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、本財団の基本財産とし、それ以外の財産をその他財産とする。

- 2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

(財産の維持管理、処分及び運用)

第7条 第6条第1項に規定する基本財産及びその他の財産の維持管理、処分及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議を経て別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び予算)

第8条 本財団の事業計画書、収支予算書その他法令で定める書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動に関する重要な事項について記載した書類その他法令で定める書類

第10条 削除

(会計の原則)

第11条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に従うものとする。

(事業年度)

第12条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 本財団に、評議員3人以上30人以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員は、本財団またはその子法人の理事、監事または使用人を兼ねることができない。
- 3 評議員の構成は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第10号及び第11号、同法施行令第4条、第5条に準ずる。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 この定款で定めた評議員の定数が欠けた場合には、任期の満了または辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第16条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

第2節 評議員会

(構成)

第17条 評議員会は全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第18条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表、損益計算書（活動計算書）及び財産目録の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) その他本定款並びに法令で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会では、第20条第3項の書面等に記載した目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき。
- (2) 評議員から、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求をした評議員が、裁判所の許可を得て、評議員会を招集するとき。

(招集)

第20条 評議員会は、前条第3項第3号の規定により評議員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を開催日とする評議員会を招集しなければならない。

3 理事長（前条第3項第3号の規定により評議員が招集する場合にあっては、当該評議員）は、評議員会の日から1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的事項及び法令で定める事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。この場合において、評議員の承諾を得たときは、当該評議員に対しては、電磁的方法により通知を発することができる。

4 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(定足数)

第22条 評議員会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という)第189条第2項に規定する事項およびこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合においては、議長は、評議員として表決に加わることができない。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、一般法第194条の要件を満たした時は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、一般法第195条の要件を満たしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議事録の作成に係わる職務を行った専務理事及び事務局長が署名(記名押印をもって代えることができる)しなければならない。

(評議員会規則)

第27条 評議員会の運営に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則によるものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第28条 本財団に、次の役員等を置く。

- (1) 理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条が準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、本財団の代表理事として理事会の決議によって選定する。
- 3 専務理事は、本財団の業務を執行する理事として理事会の決議によって選定する。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、本財団を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して本財団の業務を執行する。
- 4 理事長、専務理事の権限は、理事会の決議を経て定める役員等職務権限規程によるものとする。
- 5 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、法令の定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) 本財団(及びその子法人)の業務および財産の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、または、法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の

結果を評議員会に報告すること。

(8) 理事が本財団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本財団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。

5 この定款で定めた役員（第28条第1項）の定数が欠けた場合には、任期の満了または辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第33条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の普通決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数の決議に基づいて行われなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められたとき。

(報酬)

第34条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己または第三者のために本財団の事業の部類に属する取引をしようとする

とき

(2) 理事が自己または第三者のために本財団と取引をしようとするとき

(3) 本財団が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、本財団と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき

2 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第36条 理事会はすべての理事で組織する。

(権限)

第37条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 本財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び専務理事の選定および解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任および解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更および廃止

(5) 本財団の業務の適正を確保するための体制の整備

(6) 第47条第2項の規定に基づく役員の一部免除

(7) 理事長及び専務理事の選定、解職

(8) 年度事業計画、収支予算の決定、変更

(9) その他の重要な業務執行

(種類及び開催)

第38条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は毎事業年度に3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。

(4) 第31条第5号の規定により、監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき、または、同条第6号の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第39条 理事会は、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合または第4号後段の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が招集する。

2 理事長は、前条第3項第2号または、第4号前段の規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事および各監事に対して、理事会の日時および場所等を記載した書面または電磁的方法により、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合（法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除く）には、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第43条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、一般法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第44条 理事、監事が理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第30条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録には、出席した理事長及び監事が、署名しまたは記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第46条 理事会の運営に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則によるものとする。

第7章 理事、監事及び評議員の損害賠償責任

(理事、監事及び評議員の責任軽減)

第47条 本財団は、一般法第198条において準用する同法第113条第1項の規定により、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議をもって、理事・監事の同法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号に掲げる額(以下「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 前項にかかわらず、本財団は、一般法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、理事・監事の同法第198条において準用する同法第111条第1項の損害賠償責任について、最低責任限度額を限度として、免除することができる。

3 本財団は、評議員の一般法第198条において準用する第111条第1項の損害賠償責任について、同法第112条により総評議員の同意により免除することができる。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議により変更することができる。ただし、第3条に規定する目的ならば

に第14条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法ならびに第51条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更できない。

- 2 前項ただし書きの規定にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の多数による決議により、第3条に規定する目的ならびに第14条第1項に規定する評議員の選任および解任の方法について、変更することができる。

(合併)

第49条 本財団は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の多数による決議により、他の一般法上の法人との合併、事業の全部の譲渡および公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめ、その旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

(解散)

第50条 本財団は、一般法第202条第1項第2号を除く各号、第2項および第3項に規定する事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合または、合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日、又は当該合併の日から1ヶ月以内に、同法第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 本財団が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て認定法第5条第20号イからトまでに掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章の2 事務局

(設置等)

第52条の2 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

第9章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本財団の設立登記時の代表理事は、次のとおりとする。
寺澤 辰磨
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第12条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款の一部変更は、平成28年5月19日から施行する(平成28年5月19日評議員会決議)。

附 則

この定款の一部変更は、令和5年5月18日から施行する(令和5年5月18日評議員会決議)。

附 則

- 1 この定款の一部変更は、令和8年5月22日から施行する(令和8年5月22日評議員会決議)。
- 2 前項の規定にかかわらず、この定款のうち、公益法人会計基準(令和6年12月内閣府公益認定等委員会)の適用に伴う変更部分(第9条、第18条)は、令和9年4月1日から施行するものとし、施行前の当該変更部分については、なお従前の例による。

別表1 基本財産

投資有価証券	株式・地方公共債・国債等
電話加入権	2回線
銀行預金	普通預金・定期預金
ピアノ	1台
プロジェクター	1台